

「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る質問への回答

注：下記の回答は「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る一般競争入札のいずれにも適用されます。重複していると思われる質問は、受付日の早いもののみ掲載しています。

番号	質問要旨	回答
1	・内訳書の記載方法 入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については、以下の端数処理を使用してもよろしいでしょうか。 ①基本料金=契約電力×単価×力率(小数点3位以下切り捨て) ②電力量料金=使用電力量×単価(小数点3位以下切り捨て) ③燃料費等調整(燃料費調整単価+市場価格調整単価)=使用電力量×単価 (小数点3位以下切り捨て) ④再エネ賦課金=使用電力量×単価(円未満切り捨て) ※③④は入札時の算定に含む場合 ⑤月合計=[1、2および3の料金の合計(円未満切り捨て)]÷4 税引総額=税抜総額に割り戻す場合 ⑥入札金額=5×100/110 (円未満切上)	入札施設別内訳書は、ホームページに公開しているExcelファイルを使用して算定してください。Excelファイルには数式が入っていますので、基本料金単価及び電力量単価を入力いただければ、自動計算されます。(入札施設別内訳書は施設ごとに作成してください。)また、入札金額には、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとします。
2	・内訳書の封入方法 入札書と密封してよろしいでしょうか。 同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。	入札内訳書及び入札施設別内訳書は入札書と一緒に中封筒に同封してください。 (入札施設別内訳書は、入札内訳書指し定めに2部2か所をホッチキス止め(長辺縦じ)してください。割り印等の指定はありません。) 入札用封筒記載例に基づき記入及び封緘し、必要に応じて委任状とともに外封筒に入れてください。なお、外封筒には、「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る入札書在中」と朱書きしてください。
3	・入札書について 入札書に記載する日付は、記入例の通り開札日を記入してよろしいでしょうか。	記入例通りの開札日(令和7年12月19日)を記入してください。
4	・再入札に関して 弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。 その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。	入札説明書12に記載のとおり、開札時に全ての入札者及び代理人が立ち会っている場合は、直ちに再度入札を行います。1人でも立ち会っていない場合は、令和7年12月25日に再入札を行うため、12月24日(午後5時必着)までに再度の入札書または入札辞退書の提出をお願いします。
5	・契約内容について 現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。(適当な単価設計のため必要な情報となりますので教示ください)	四国電力株式会社です。各施設の契約種別は、仕様書別紙2のとおりです。
6	・契約内容について 本契約において、予備電力のご契約は予定されていますでしょうか。ある場合、種別は予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	予定していません。
7	・契約内容について 本契約において、自家発電補給電力の契約を予定されていますでしょうか。ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。	予定していません。
8	・契約電力の変更 契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか下記ご確認をお願いいたします。 (500kW未満の変量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。 (500kW以上の協賛制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。) (500kW以上の協賛制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。	現時点で変更希望及び予定はありません。

「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る質問への回答

注: 下記の回答は「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る一般競争入札のいずれにも適用されます。重複していると思われる質問は、受付日の早いもののみ掲載しています。

番号	質問要旨	回答
9	・違約金に関して 協賛制契約(500kW)の場合契約電力変更を1年以内2回以上行う等、お客様起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は弊社より違約金相当分をご請求させていただきますがよろしいでしょうか	差し支えありません。
10	・燃料費調整に関して 請求書の表記について、 【繰上検針(計量日1日)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025年4月1日から2025年4月30日まで使用した電気料金は、2025年4月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2025年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 【分散検針(計量日1日以外)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025年4月18日から2025年5月17日まで使用した電気料金は、2025年5月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2025年5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。	差し支えありませんが、本契約における計量日は1日でお願いします。
11	・燃料費調整に関して 契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が公表している最新の約款(以下、みなし小売約款)に基づいた算定方法を契約期間中に適用する認識でよろしいでしょうか。 また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。	燃料費調整額については、見本として示す契約書第12条第2項第3号、仕様書2(9)イ(ウ)に記載のとおり、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて算出していきます。算定諸元の変更があった場合はそれに合わせて見直しを行います。
12	・燃料費調整に関して 燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。	契約締結後の契約内容の変更については、協議を行う事例として見本として示す契約書第14条に規定する内容を想定しており、協議には応じます。
13	・燃料費調整に関して 燃料費調整額も最終保障約款のほうが高くなることから弊社としてはみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)の標準供給条件(電気標準約款)の燃料費調整制度に準じたいのですが問題ございませんでしょうか。	差し支えありません。燃料費調整額については、見本として示す契約書第12条第2項第3号、仕様書2(9)イ(ウ)に記載のとおり、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて算出させていただきます。
14	・請求書について 弊社の請求書の発行は、原則、検針日から8~10営業日迄に発行させていただきます。15営業日迄に原本の到着(請求書の原本郵送が必要な場合)とさせていただきます。よろしくお願いいたします。	了承いたします。

「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る質問への回答

注：下記の回答は「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る一般競争入札のいずれにも適用されます。重複していると思われる質問は、受付日の早いもののみ掲載しています。

番号	質問要旨	回答
15	・請求書について 支払期日について、下記期日をお願いしております。ご了承いただけますでしょうか。 【銀行振込の場合】授針日から30日以内(授針日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内) 【口座振替の場合】繰上授針で当月27日、分散授針で翌月14日(2～15日)と翌月27日(16～31日)にお振替	支払期日については、見本として示す契約書第13条第2項に記載のとおり、請求書到着より30日以内でお願いします。
16	・請求書について 弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用 Web ページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Web からダウンロード可能)	当該Webページに掲載される請求書に、①「市に債権者登録(※)されている法人の所在地、名称及び代表者の職氏名と、請求日、請求金額、消費税及び地方消費税の額、請求金額の内訳」に加え、②「請求書に係る事務を担当する部門の責任者及び担当者の所属・役職・氏名・連絡先(電話番号)」の記載もしくは③「代表者印の電子印の押印」があれば了承いたします。Web ページに掲載される請求書に①に加え②の記載もしくは③がない場合は、①に加え②の記載もしくは③のある請求書をメール、FAX、郵送でお送りいただくか、①を記載し代表者印を朱肉を用いて押印した請求書を郵送いただきますようお願いいたします。 ※市に債権者登録がない場合は、落札後に債権者登録申請書を提出いただきます。
17	・支払方法について お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでもお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。	現時点で口座振替の対応はなく、銀行振込となる見込みです。
18	・支払方法について 【銀行振込を選択される場合はご回答ください】分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。	不要です。
19	・契約書に関して 弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	見本として示す契約書を基本としますが、協議には応じます。ただし、法令等の規定上、内容によっては変更が困難になる場合もあります。
20	・契約書に関して 契約書の取り交わし(双方押印・原本到着)期日はございますでしょうか。 弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定です。指定の期日以内での対応ができれば、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。(契約締結日は指定いただけます。)	契約書については、契約書に記載する契約締結日が落札決定の日から7日以内(土・日・祝日を含む)となるようお願いいたします。
21	・非化石証書に関して 再生可能エネルギー供給を含む契約について、再生可能エネルギー電気の比率に関して確認できる資料(非化石証書の購入タイミングの都合上、2028年7月頃の発行となります)がご了承いただけますでしょうか。	提出時期については、落札者決定後に協議させていただきます。

「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る質問への回答

注：下記の回答は「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る一般競争入札のいずれにも適用されます。重複していると思われる質問は、受付日の早いもののみ掲載しています。

番号	質問要旨	回答
22	・落札後の手続きについて 電力切替のお手続きが供給開始の15営業日前までに不備のない状態で手続きを終える必要があります。落札後の手続きとして下記の流れになります。 ①請求書データより、必要な情報を弊社にて記載した申込書の作成(契約名称・供給地点番号・契約会社・お客様番号) ②弊社記載後各拠点のご担当者様情報(所属部署・名前・メールアドレス)と各需要場所の主任技術者様の情報(所属会社、担当者名、電話番号)等を申込書に記載頂く ③頭供給電力会社および送配電への連携(供給開始前15営業日以内※不備のない状態) 上記対応が必要のため、「供給地点情報」が記載されている請求書「を3営業日以内にいただいた方がいいのですが、ご対応可能でしょうか。 また電氣事業法上、各需要場所の主任技術者様の情報を取得する必要があるため、②をご用意するまでにあらかじめご確認とご用意をお願い致します。	了承いたします。
23	・託送料金の変更に関して 基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款に基づき算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合、弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更に関して協議させていただけますでしょうか。	契約締結後の契約内容の変更については、協議を行う事例として見本として示す契約書第14条に規定する内容を想定しており、協議には応じます。
24	弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めの日となります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、仕様書を契約書に合致される場合は、上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	見本として示す契約書第13条第2項に記載の内容を基本とします。
25	遅延利息については弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書において上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	不可です。見本として示す契約書第13条第3項に記載のとおりです。
26	消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますでしょうか。	質問番号23番のとおりです。消費税及び地方消費税については、見本として示す契約書第4条に記載のとおりです。
27	仕様書および契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものといたします。ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。仕様書につきましても、契約書に合致する場合は同様に変更いただくことは可能でしょうか。	不可です。見本として示す契約書の内容を基本とします。

「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る質問への回答

注：下記の回答は「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る一般競争入札のいすれにも適用されます。重複していると思われる質問は、受付日の早いもののみ掲載しています。

番号	質問要旨	回答
28	「契約年度における電力供給が終了した後、供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、丸亀市に書面(様式自由)で提出すること」となっていますが、4半期に1回の取引結果が、毎年5月頃に取引市場から弊社に通知されるため、お客さまへの移転量を証明する供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料も、年1回(6月下旬頃)に提出させていただくこととなります。ご了承いただけますでしょうか。(非化石市場で取引している事業者は全て共通のスケジュールとなっております)	提出時期については、落札者決定後に協議させていただきます。
29	弊社が落札させていただいた場合、頂いている様式のご契約書とは別に、再生可能エネルギー電力供給に関するご契約書を別途締結いただくこととなります。ご了承いただけますでしょうか。	契約書については、見本として示す契約書の内容を基本とします。再生可能エネルギー電力供給に関する契約書締結については、落札後に内容を確認し協議させていただきます。
30	弊社が落札させていただいた際には、契約書に記載する単価は電力量料金単価と環境価値料金単価を分けて記載することになりますがご了承いただけますでしょうか。(尚、弊社が電気料金請求の際に請求書に同封する電気料金計算内訳書には、電力量料金と環境価値料金が個々に記載されます)	不可です。見本として示す契約書第3条を基本とします。
31	弊社では電力量料金と環境価値料金を個々に計算する為、「入札施設別内訳書」に環境価値料金項目を追加して良いでしょうか。	不可です。電力量料金に環境価値料金を含めた金額を電力量料金単価として記載してください。
32	検針結果はweb上で確認いただくことは可能でしょうか。	可能です。
33	弊社では納付書(請求書)払い、もしくは口座振替(口座引き落とし)となります。どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。	現時点で口座振替の対応はできないため納付書(請求書)払いとなります。取引銀行は百十四銀行丸亀支店です。
34	各施設の現在の計量日を教えてくださいいただけますでしょうか。	1日です。
35	今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。もし公表される場合には、弊社としましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただけますでしょうか。	市のホームページ上に公表します。公開範囲は、落札者名、落札金額(総額)、入札参加者名、入札金額(全参加者分)となります。
36	入札書の記載方法につきまして「異又は青のボールペン等で記入する。」と記載がございますが、手書きでの入力は必須となりますでしょうか。	手書きでの記入は必須ではありません。

「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る質問への回答

注：下記の回答は「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る一般競争入札のいずれにも適用されます。重複していると思われる質問は、受付日の早いもののみ掲載しています。

番号	質問要旨	回答
37	契約書(見本)第10条2項について 「契約電力が500kW未満の施設において、1月の最大需要電力が500kW以上となった場合は、最大需要電力等をもとに契約電力を受給者と供給者が協議して定めることとする。」と記載がございますが、増設後1年未満の契約廃止は臨時精算の対象となる場合がございます。その際は精算に応じていただくことは可能でしょうか。	可能です。ただし、見本として示す契約書第15条1項及び第16条第1項の規定により契約を解除した場合及び非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。
38	【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格変動緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	了承いたします。
39	【燃料費(等)調整単価について】 契約期間中は、旧一般電気事業者(四国電力株式会社)入札時の約款に基づく単価を適用させていただいていただきますが、問題ございませんでしょうか。	燃料費調整額については、見本として示す契約書第12条第2項第3号、仕様書2(9)イ(ウ)に記載のとおり、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が採用する燃料調整単価を用いて算出いただくことから、算定単価の変更があった場合はそれに合わせて見直しを行います。
40	【計量及び検査について】 弊社では計量結果の報告を請求書に記載しているご利用の内訳でかえさせていただきます。また、弊社ポータルサイトへご登録いただくことでWeb確認が可能でございます。ご了承いただけますでしょうか。	了承いたします。
41	【請求書の送付方法について】 郵便運延・紛失防止、改正電子帳簿保存法への対応、環境配慮のため、請求書等の帳票を弊社ポータルサイトでご確認いただく方法をご案内しております。ポータル登録により、電気料金請求書の帳票をWeb確認が可能です。ご了承いただけますでしょうか。	了承いたします。ただし、請求書には質問番号16の内容を記載してください。
42	【請求書の発行について】 弊社では仕様書や契約書(案)に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	了承いたします。
43	【契約電力について】 ※契約電力500kW以上の施設の場合 現在の契約電力は仕様書のとおりでしょうか。現時点での契約電力(kW)をご教示ください。 契約電力500kW以上(協議制)で仕様書と異なる場合は、落札後に根拠資料の提出が必要となり、不十分な場合はご希望に添えない可能性がございます。	契約電力500kW以上の施設について、現在の契約電力は仕様書のとおりです。
44	【工事予定等について】 契約期間中に新築・増築工事や、受変電設備工事など電力の契約に影響するような工事予定はございますか。工事予定がある場合、工事申込に関しては工事予定日の2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。	現時点で電力契約に影響するような工事の予定はありません。今後、そのような予定がある場合は、2か月前までに協議させていただきます。

「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る質問への回答

注：下記の回答は「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る一般競争入札のいずれにも適用されます。重複していると思われる質問は、受付日の早いもののみ掲載しています。

番号	質問要旨	回答
45	【特定電源割当証明書の提出について】 提出方法についてはPDFデータをメールにて送付という形でもよろしいでしょうか。 また、証明書の押印について電子印(角印)にてご了承いただけますでしょうか。	了承いたします。
46	【途中解約について】 仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。	了承いたします。
47	「入札書の書き方」には入札書の宛先に市長の名前が記載されておりますが、いただいた入札書の様式では記載されておらず、「丸亀市長様」となっております。市長の名前は追記せず、いただいた入札書の様式のままで作成し、ご提出させて頂いてもよろしいでしょうか。	入札書には、「丸亀市長 松永 恭二様」と記載してください。
48	「入札書の書き方」3履行場所には「丸亀市総務部庶務課が指定した場所」と記載がございますが、入札書の3履行場所には仕様書(2)需要場所にある内容を記載してご提出させて頂いてもよろしいでしょうか。	入札書の「3 履行場所」には「丸亀市総務部庶務課が指定した場所」と記載してください。
49	入札説明書8入札の実施(4)ウ「(実印である必要はないが、今後、契約書や請求書等で使用する印鑑と同一になるようにすること。)」につきまして、弊社では請求書専用の電子印を押印(印字)し、ご請求させていただいております。ご了承いただけますでしょうか。	請求書への押印は、代表者印であれば電子印でも構いません。
50	旧一般電気事業者が燃料費調整額の算定諸元を変更した場合においても、弊社では応札時点での算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させて頂いていただきますが、よろしいでしょうか。	不可です。燃料費調整額については、見本として示す契約書第12条第2項第3号、仕様書2(9)イ(ウ)に記載のとおり、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が採用する燃料調整単価を用いて算出していただくことから、算定諸元の変更があった場合はそれに合わせて見直しを行います。
51	旧一般電気事業者が料金改定をした場合、契約単価変更の協議をご対応頂けますでしょうか。	契約締結後の契約内容の変更については、協議を行う事例として見本として示す契約書第14条に規定する内容を想定しており、協議には応じます。
52	1施設の(1つの供給地点特定番号の地点において)電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。 また、弊社では1施設につき1つの請求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できませんがよろしいでしょうか。	1施設の電気料金を複数で分担して支払いすることはありません。

「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る質問への回答

注：下記の回答は「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る一般競争入札のいずれにも適用されます。重複していると思われる質問は、受付日の早いもののみ掲載しています。

番号	質問要旨	回答
53	特定電源割当証明書の発行時期についてですが、非化石証書を用いる関係で契約終了後2～5か月時間をいただきます。ご了承いただけますでしょうか。 また、全施設の契約電力・使用電力量をまとめた作成でよろしいでしょうか。	提出時期については、落札者決定後に協議させていただきます。また、全施設の契約電力・使用電力量をまとめて作成いただくことができません。
54	・仕様書に基づき、旧一般電気事業者(または一般送配電事業者)が定める燃料費調整制度以外の契約は一切認められないとの認識で良いか。 (例えば、落札者が独自に定める燃料費調整制度や燃料費調整を行わない契約など)	ご認識のとおりです。
55	【500kW以上の施設について】現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。	500kW以上の施設について仕様書の契約電力と異なる施設はありません。
56	【500kW以上の施設について】現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えたいただけませんか。最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。	現在の契約電力と直近12か月の最大需要電力は、仕様書別紙2のとおりです。また、最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している施設はありません。
57	【500kW以上の施設について】契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。	契約電力の変更については、見本として示す契約書第10条のとおりです。また、契約締結後の契約内容の変更については、協議を行う事例として見本として示す契約書第14条に規定する内容を想定しており、内容によっては協議に応じられない場合があります。
58	【500kW以上の施設について】供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。(超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。)その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。	契約電力の変更については、見本として示す契約書第10条のとおりです。また、契約締結後の契約内容の変更については、協議を行う事例として見本として示す契約書第14条に規定する内容を想定しており、内容によっては協議に応じられない場合があります。
59	【500kW以下の施設について】契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	契約電力が500kW以下の施設に関して、現時点では、契約電力が500kW以上の協議制となる予定の施設はありません。また、契約締結後の契約内容の変更については、協議を行う事例として見本として示す契約書第14条に規定する内容を想定しており、内容によっては協議に応じられない場合があります。
60	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相連している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	送電開始日と計量日は同日です。

「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る質問への回答

注：下記の回答は「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る一般競争入札のいずれにも適用されます。重複していると思われる質問は、受付日の早いもののみ掲載しています。

番号	質問要旨	回答
61	仕様書2(10)について、請求書に施設毎の内訳が記載されている場合、別途書類を作成する必要はないという認識でよろしかったでしょうか。	請求書に施設毎の内訳(最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金)が記載されていれば、別途書類を作成する必要はありません。
62	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか) 複数からの支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	ご認識のとおりです。
63	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では(基本料金単価×契約電力)＋力率割引・割増相当額により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。例)力率が100%の場合、基本料金を15%割引します。上記算定方法にてご了承いただけますでしょうか。	了承いたします。
64	自動検針装置はついていますが、未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置は設置済です。
65	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事項について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	見本として示す契約書を基本としますが、協議には応じます。ただし、法令等の規定上、内容によっては変更が困難になる場合があります。
66	入札金額を算出する際(入札内訳書)、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	ご認識のとおりです。
67	各施設分の予定契約電力および予定使用電力量を合計し、1つの内訳書を作成してもよろしいでしょうか。複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか。	入札説明書8(4)カのとおり、入札施設別内訳書は、それぞれの施設ごとに作成してください。全施設の税込金額を合計した後に、税抜きに直してください。 (ホームページに公開している、入札内訳書総括書のExcelファイルには数式が入っていますので、各施設の積算額を入力していただければ自動計算されます。)
68	各施設においてプラン形態(季節別・時間帯別等)が異なる場合、全て季節別プランとして内訳書を作成してもよろしいでしょうか。	全施設季節別プランのため、差し支えありません。

「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る質問への回答

注：下記の回答は「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る一般競争入札のいずれにも適用されます。重複していると思われる質問は、受付日の早いもののみ掲載しています。

番号	質問要旨	回答
69	入札書と内訳書およびその他提出書類について、ExcelもしくはWordデータでいただくことは可能でしょうか。不可の場合、任意様式で作成しても良いですか。	入札書、内訳書およびその他の提出書類については、ホームページ上にExcelデータもしくはWordデータを公開しておりますのでそちらをご使用ください。
70	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	不可です。燃料費調整額については、見本として示す契約書第12条第2項第3号、仕様書2(9)イ(ウ)に記載のとおり、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて算出していただくこと、また、契約締結後の契約内容の変更については、協議を行う事例として見本として示す契約書第14条に規定する内容を想定しており、協議には応じます。
71	弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	燃料費調整額については、見本として示す契約書第12条第2項第3号、仕様書2(9)イ(ウ)に記載のとおり、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて算出していただくこと、また、契約締結後の契約内容の変更については、協議を行う事例として見本として示す契約書第14条に規定する内容を想定しており、協議には応じます。
72	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応れ、契約締結は可能ですか。	不可です。
73	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日まで確認可能かご教示ください。	開札結果については、下記の方法で公開いたします。 公開方法：市のホームページ上に掲載します。なお、落札者へは落札決定後、電話にて通知を行う予定です。 公開範囲：落札者名、落札金額、入札参加者名、入札金額(全参加者分) 公開予定時期：準備ができ次第速やかに公開いたします。
74	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	差し支えありません。
75	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	契約締結後の契約内容の変更については、協議を行う事例として見本として示す契約書第14条に規定する内容を想定しており、協議には応じます。
76	合算請求書の発行が必要な場合、各施設の個別の請求書についてはマイページでご確認いただく対応となりますがよろしいでしょうか。	合算請求書は不要です。

「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る質問への回答

注：下記の回答は「丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給」に係る一般競争入札のいずれにも適用されます。重複していると思われる質問は、受付日の早いもののみ掲載しています。

番号	質問要旨	回答
77	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認、ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	了承いたしました。
78	発行される請求書につきまして「燃料費調整額」「市場価格調整単価」の項目は分かれます合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	燃料費調整額については、見本として示す契約書第12条第2項第3号、仕様書2(9)イ(ウ)に記載のとおり、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて算出してください。
79	弊社では必要な非化石証書を一括して調達していることから、原則、発行先のお客さま名を明記した非化石証書を発行することが出来かねます。供給地点における再生可能エネルギー電力(使用電力量の100%)を含む弊社全体の購入量が記載された非化石証書を、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす電力の供給に用いた証書の写しとして提出させていただいてよろしいでしょうか。	丸亀市への供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合が100%であることが確認できるものであれば、差し支えありません。
80	特定電源割当証明書および非化石証書の発行について、弊社では本案件の対象である複数施設をまとめた情報での1枚の発行となりますがご了承いただけますでしょうか。施設毎の発行対応が必須となりますでしょうか。	了承いたします。
81	弊社は蓄熱割引及び電化厨房割引には対応しておりませんが問題ないでしょうか。	差し支えありません。
82	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	不可です。